

続いて、裁判長、被告国側および原告住民側の間で、次のような応酬が交された。

裁判長 被告は何か用意してきているか？

国側 書面は用意してこなかった。近く、原子力安全委員会の事故調査報告書が出ることになっているので、それに基いて見解を出したいと思っている。

裁判長 被告は、原告からの求めに応じることを前提にして、資料を待っていると解釈したい。

住民側 国側のひきのばしは許せない。伊方原発は、こうしている間にも、運転を続けている。県や町も国の対応待ちという姿勢をとって何もやろうとしない。一方、ヨーロッパ諸国では、原発の運転を止めているというのに。国側は、住民に迫っている危険を意にせずに、裁判のかけ引きに終始しているではないか。

裁判長 この訴訟の目的は、原子炉の運転を止めるべきかどうかではなく、2号炉の設置許可処分の当否を判断することである。したがって、ソ連原発事故についても、この訴訟との関わりの有無を、原、被告双方から聞いている、ということを理解してほしい。

住民側 そのことは分っている。しかし、エン罪裁判とも関連するが、住民のさし迫った危険を忘れ、裁判の目的にこだわって、裁判が長びく、ということを恐れているのだ。

裁判長 これまで裁判を促進することを本意としてやってきたことを理解してほしい。

住民側 私たちは、国側こそ進んで、ソ連原発事故があっても、2号炉の安全は大丈夫ということを立証するのが筋だと云っている。

裁判長 被告も原告が求めていることを十分に考慮してほしい。

住民側 裁判長に訴えたいのは、私たちは生活をかけて裁判をやっているということである。その一心から発言しているのを、裁判の目的がどう、といった形式論で扱わないでほしい。

裁判長 自分も行きすぎた発言をしたかもしれないが、裁判所は、原発が他に例を見ない大災害をもたらすということを考慮して、その重要性を十分認識しながら裁判を進めてきていることを理解してほしい。

こうしたやりとりでも分かるように、チエルノブイリ原発事故の衝撃は、確実に、法廷にまで及んでおり、傍聴席の推進側偵察員たちはどのように感じたのであろうか。

次回公判を12月12日(金)に開くことをきめ、緊迫した法廷はその幕を閉じた。

会計報告 ('86.9/6~10/3)

収入

会費	3 9,0 0 0
ニュース購読料	5 8,5 0 0
コピー代金	7,4 6 0
計	1 0 4,9 6 0

支出

ニュース印刷費	2 5,0 0 0
郵送料	9,4 8 0
振替手数料	7 2 0
資料費	4,3 8 0
2号炉訴訟援助費	3 0,0 0 0
3号炉異議申立援助費	4 0,0 0 0
ゼロックス・リース料	1 4,3 0 0
計	1 2 3,8 8 0
差引	- 1 8,9 2 0
積立金合計	5 8 3,9 5 8

伊方訴訟ニュース

第158号

1986年10月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先〒530 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 06-363-2112 口座 大阪 3-48780

2号炉第27回公判

ソ連原発事故のすさまじさを資料で示しつつ

書面さえ出せない国側をさらに追及

9月10日。松山地裁の傍聴券を受け取る列には、いつになく背広姿の人たちが多くかった。おそらく、各地の電力会社などから派遣された人たちであろう。チエルノブイリ原発事故が裁判所にどれほどの影響を与えたか、を調査するよう命じられてきていたのである。その中に、かって、国側の席に坐っていた法務省の役人の姿もあった。伊方の婦人たちから、「あんた、たしか前に来ていたね。何しに来たん」と迫られ、苦笑いしながら顔を隠すように手をふりながら、足早に立ち去る。

原告住民側からは、いつものように手書きの、1万2千字に及ぶ書面が提出された。前回提出された書面を補足する形で、さらにチエルノブイリ原発事故のすさまじさを、新聞記事を中心とした合計34もの書証を添えて、訴えたものである(2頁以下参照)。

開廷するとすぐ、原告席から齊間さんが立ち、提出した書面を陳述する。まず、爆発を起こしたチエルノブイリ4号炉で、事態が終息したかのようにマスコミなどで伝えられていることが、いかに正しくないかを明らかにする。

爆発後も、その大部分が原子炉建屋内に残された、高温の炉心燃料を抑え込むために、あれこれの大がかりな対策が施された。にもかかわらず、なお“囮い”の中で“死の灰”は生き続けているし、残されたウランやブルトニウムが、再臨界によって、核爆発を起こす可能性さえあることを、資料に即して、示す。そして、いったん大事故を起こした原発が、半永久的にもたらす災いの深刻さを訴える。

ついで原告らの書面は、チエルノブイリ原発から流出した“死の灰”が、国境を越えて、どれほど多くの人々の人たちを、恐怖のドン底に落し入れたかを、やはり豊富な資料に即しながら明らかにしていく。

チエルノブイリ原発周辺30キロ範囲の住民13万5千人が強制退避させられたままであること、ソ連報告書でさえ、国内で4万5千人のガン死が出ると予想していること、北欧で、60万頭しかいないトナカイのうち、3万8千頭が放射能汚染のために殺されたこと、ヨーロッパ各地での野菜、牛乳のすさまじい汚染、そして、各国で、妊娠中の母親らが中絶という手段を取って(5頁右に続く)

2号炉訴訟

原告準備書面

(1986年9月10日提出)

目 次

はじめに

(一) 核爆発の恐れ残す事故炉の密封

—今も続く核燃料の崩壊熱。まだ何も終ってはいない—

(二) 想像を絶するすさまじい放射能被ばく

(1) 余りにも強すぎる放射能で動かなくなってしまった作業ロボット

(2) 2000キロ離れたラップランドで、4ヶ月後に殺された四万頭のトナカイ

(3) 摂取制限値を267倍も上回ったボランダの野菜

—人体に安全でない基準を隠れミノにして国民をダメす被告ら—

(4) 母乳に入りこんだ放射能
—母から子へ、一億総被ばくの戦慄—

(三) 世界各国で始った原発からの撤退
—運転直前の原発の解体廃棄を決めたフ

イリピン・オーストリー—

(四) 結論
—被告は本件安全審査と許可の誤りを認め、即刻取り消せ—

(以下に「はじめに」の一部と、(一)および(四)の各章を掲載。書証番号は略)

はじめに

原告は、以下、本書面において、前回の書面提出後に明らかになったソ連原発事故の実態を、いくつかに整理したものを示し、そこから明らかになる被告らの成した本件二号炉

審査・許可処分の誤りを指摘し、許可処分の取り消しを主張する。

(一) 核爆発の恐れ残す事故炉の密封

—今も続く核燃料の崩壊熱。まだ何も終ってはいない—

世界を震がせたチエルノブイリ四号炉は、その後どうなっているのか？ 同原子炉の爆発で、建屋上部が吹きとび、その上から、軍隊がヘリコプターで5000トンのコンクリート・鉛・ホウ素を投入したことは、既に衆知のことであるが、まず確認しなければならないことは、同原発の事故は今も続いている—という事実である。ソ連当局や、被告、電力会社らは、事故はあたかも終ったかのように演技とPRにつとめ、報道関係もそれに半ばのせられているが、事実は全く違い、何も終っていないのである。それどころか、原子炉内の莫大な核燃料をそのままにした、原子炉の密封というやり方は、今後とてつもない事態を引き起こす可能性すらも残すことになるのである。即ち、これまでの情報を捨てうと、

①事故によって炉心は白熱し、焼けこげ、ぶら下り、床を溶かして下の水槽に落下寸前だった。

②事故直後、隣接する三号炉の建屋上部も炎上している。四号炉の爆発が三号炉に延焼したとみられる。従って、三号炉も、この事故の際、何らかの損傷をうけた可能性が強い。

③最初の事故から一ヶ月後の5月23日に、同四号炉建屋が再び炎上した。

④事故後1ヶ月以上すぎた6月初めに「炉心本体周辺の数カ所で温度が200～250度に達し、そのため、溶融という危険が差し

迫り、防止のため原子炉の下にコンクリートの基礎を作るとともに、冷却のためのトンネルを開け、現在(6月3日)原子炉の周囲に地下32メートルの深さまでコンクリート壁が建設されている。」

⑤7月初めに、大量の放射能汚染水が吹き出した。

⑥同じ頃、事故調査の最高責任者であるシエルビナ副首相が放射能傷害の疑いもある病気で入院、交替した。

⑦ソ連当局は8月26日に「最近、四号機の上で、秒速1メートルで上昇するセ氏120度の熱い気流を観測した」と発表。事故後4ヶ月たった今もなお、事故炉の内部で核燃料の崩壊熱が出づけていることを明らかにした。

⑧同原発では、原発の下を通る地下水の流れを止める努力がされており、40メートルの深さの穴を73ヵ所掘り、非透水性の粘土をつめて水を止める計画。このような原発の下にある地下水の汚染防止に、必死の努力を続けていることは、炉心の内部の状況が、いつ全面溶融による地下への落下、放射能の侵入が起るかもしれないというソ連当局の“認識”を示している。

右の①から⑧までの事実を追っていけば、誰にでもわかる通り、チエルノブイリ四号炉と建屋の中には、溶けたウランと、鉄・コンクリート・炭素、そして上空から投入された鉛・砂・コンクリートの巨大な固りが、今も熱源となって「燃え」続けているという事実である。この巨大な熱源をソ連は密封するというが、その後は、一体どうやって、この巨大な熱源を「コントロール」していくのか。数百年に亘って密封管理するというが、今まで

の数百年間に、ソ連ではどのような社会的激変が繰り返したと思っているのか。今後数百年間は何も社会的変化は起らないとでも思っているのか。この社会的激変と動乱の中で、給料すら保障されない「管理人」が、危険な管理人の仕事だけは続けてくれると期待できるのか。

ここで我々は、7年前に起きたTMI二号炉事故を想い起さねばならない。同原発は、事故後、5年に亘って事故処理すらできず、二年前からやっと作業に着手したもの、崩れ落ちた核燃料を炉内から取り出す作業だけでも、まだ今後二年以上要するとみられている。そしてこれらの汚染除去作業だけでも、1,600億円以上の費用を投入しなければならないという現状である。しかも、この危険な廃棄物の輸送路にあたる沿線の住民から強い反対があり、今後の見通しもたっていないのである。圧力容器や格納容器がかろうじて残り、事故後の冷却が確保できたTMI炉でさえ、この有様である。

それに比べ、鉛やコンクリートで密封してしまうしか手のないチエルノブイリ原発は、今後、一体どうやってこの崩壊熱を除去することなく、この崩壊熱を除去しつづける手段があるのだろうか。

ソ連当局は原子炉の外に飛びちった核燃料は、炉内約4%しかあたらない量だったと発表している。このことは、今もなお、96%という核燃料の大部分にあたる莫大な放射能が炉内に残り、この巨大な固りが崩壊熱を出しつづけるままに放置されたままになっているということである。

もし、このままに放置・密封された中で、

溶けたウランの濃縮が進行したり、死の灰の中のプルトニウムが、時間の経過と共に、集まりはじめるとどうなるのであろうか。そうなれば、再び核分裂が初まり、再臨界に達するや、核爆発が起き、総べての核燃料を吹きとばしてしまう — という、今回の事故を更に何十倍も上回る地獄のような状況が起きる、と指摘する学者すらいるのである。

このことは、既に、1973年に米国ハンフォードの放射性廃棄物場で明らかとなった。廃棄物中のプルトニウムの蓄積と、これが臨界・爆発の可能性もあったと指摘されたこと。また、1957年末か58年初めに発生したといわれるソ連のウラル地方、チエリヤビンスクの近くの放射能廃棄物場での大爆発が、多くの点から核爆発の可能性が強いと指摘されていることによっても、今回の事故原子炉の密封措置による、大惨事の可能性は否定できないのである。

右に挙げたことによってでも、チエルノブイリ原発事故は何ひとつ終っておらず、それどころか、より大きな危険すら存在しているのである。しかし、我々や世界の人々は、この事態に何ひとつ打てる手だけは持っておらず、唯ひたすら最悪の事態が起こらないように — と願うしか何の対策もないのである。そして、このことは、本件二号炉で同規模の事故が発生した場合でも全く同じことであり、上から土をかぶせて、ひたすらそれ以上の最悪の事態が進まぬよう “祈る” ぐらいしかすることはないのである。

原発は、ひとたび大事故となれば、いかなる型・構造の原子炉であれ、最早、何らの打つ手はなく、あるのは、ただ悲惨で恐るべき結果だけである — という原告のこれまでの

主張は、このような冷厳な事実をあらかじめ確信していたからに他ならないのである。

(四) 結論 —被告は本件安全審査と許可の誤りを認め、即刻取り消せ—

以上、(一)から(三)まで各項において指摘した通り、今回のソ連原発事故は、まさに人類社会がこれまで経験したことのない未曽有の大規模で深刻な災害であった。その上、事故原子炉の状況も決して楽観できるものではなく、いつ再び火を吹くやもしれない不安定な状態にある。また、放射能の降り落ちたヨーロッパ各地や我が国においても、セシウム137などの半減期の長い放射能が、動植物・魚や海草に濃縮して、我々の体内に蓄積されていくのであり、この結果は、既に示したように、現在の乳幼児らの世代に集中して現れることになるのである。

そして、このような大災害は、原発を持つ全ての地域で、いつ起きててもおかしくないのである。それも、神ならぬ人間の、平凡でささいな感違いや、ノルマに追われた意図的、あるいは無意識の手順の誤りなどで、実に簡単に、しかもアッと言う間もない、わずか数秒の間に起こるのだ。にもかかわらず、原発はこの事態に全く無力なのだ……。このことによく気がついた各国の政府や国民は、一齊に原発と原子力産業からの撤退・脱却を図り始めている。

しかし、我が国の被告らは、国民の頭上に核実験をはるかに上回る放射能がそいでも「影響はない」と言い張って、原子力へ高まる国民の批判を押さえる対策のみに腐心し、あろうことか、ほとんどソ連原発事故の内容

すらわかっていない時に、世界に先がけて伊方三号炉の設置を認めるという暴挙にでたのである。被告の「口実」は「チエルノブイリ原発は型が違う。日本は大丈夫」という、7年前のTMI原発事故の際に、被告が本件で主張した「TMIと伊方は型が違うので、TMIで発生した事故は起る可能性はない」との主張と名前が違うだけの全く同じ言分なのである。

しかし、被告の右の主張は、前回書面、及び今回書面で示した、原発一基で生じる地球規模の放射能汚染のすさまじい現状と、ソ連と全く型の異なる原発を持つ各國政府のとった、原発推進路線からの脱却・変更という事実の指摘の前には、何の説得力も、正当性も、持ちえないことは言うまでもなかろう。

従って、被告に残された道は、原発推進路線の脱却を図ることであり、その第一になすべきことは、被告が本件公判で主張した「原子炉から周辺に影響を与えるような放射能放出は、世界でも、伊方二号炉でも起らない。核燃料溶融という事態は想定も審査もする必要がない」との答弁書の主張、及び、TMI原発事故後の「TMI原発での炉心損傷事故は、TMIの運転に関わることだ。従って何ら本件安全審査の合理性を左右するものではない」(被告準備書面九, p 2, p 20)との主張の誤りを認め、TMI事故で発生した一次冷却水の完全停止と、それによる炉心溶融事故は、当然、本件二号炉でも生じる可能性があることを認め、従って、これらの一次冷却水完全停止及び炉心溶融を想定せず、それに伴う各安全防護施設の有効性と、それらが無効となる最悪の場合の、非居住区域・低人口区域の設定の(距離)是否についての審査

を、全くやっていない本件審査と、それをもとにした許可処分の誤りを認めることである。

しかし、被告が自ら誤りを認めず、許可を撤回しない以上、本法廷において、一刻も早く許可取り消し命令の判決を下し、原告と、国民及び世界の人々に、いつ突然、牙を向けるやもしれない本件二号炉の“大災害”を、未然に防がねばならないのである。

(1頁から続く)

いるという事実、などなど。現に運転中の2基の原発から10キロ程度以内に住んでいる人たちからの訴えだけに、他人ごととは聞えない切実さを帯びている。

さらに書面は、チエルノブイリ原発事故の衝撃が、多くの国々に、原発からの撤退政策を取らせたことを具体的に告げる。そして、そうした動きに逆らうように、ソ連原発事故の内容がまだ不明なうちに、3号炉の増設をかけ込み的に許可した被告らの暴挙を、怒りを込めて告発している。

これまで被告の国側は、「原子炉から周辺に影響を与えるような放射能放出は、世界でも、伊方でも起こらない」とか、TMI原発事故のあとでも、「あの事故は本件安全審査や裁判と何の関係もない」となどと、白々しい主張を続けてきていた。齊間さんは最後に、こうした主張は、こんどは、チエルノブイリ原発事故がもたらした数々の事実の前に、何の意味も持たなくなったり、とダメを押し、被告国側が自主的に、2号炉の設置許可を取消すよう強く要求して、1時間以上に及んだ陳述をしめくくった。

法廷内には期せずして拍手が起ったが、裁判長は、齊間さんの陳述に聞き入っていたためか、それを制止しなかった。